

2021年6月10日

企業会計基準委員会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウンティング・サポート部**実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対するコメント**

貴委員会から2021年3月30日付で公表されました実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）について、私どもの意見を下記のとおり提出いたします。

記

私どもは、貴委員会が、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示について、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（以下「実務対応報告第 5 号」という。）及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」（以下「実務対応報告第7号」といい、実務対応報告第5号と合わせて「実務対応報告第5号等」という。）の取扱いを基本的に踏襲している方向性を支持する。

なお、本公開草案に付された質問項目に対する私どもの意見について、以下に記載する。

質問1（本公開草案の適用範囲に関する質問）

本公開草案では、通算税効果額の授受を行うことを前提としており、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱わないことを提案しています。当該提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。ただし、グループ通算制度の適用開始後において、通算税効果額の授受を行わない実務が生じ、これに係る会計処理に関する明確化の要望があった場合には、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示についてもご検討いただきたい。

質問2（実務対応報告第5号等との関係に関する質問）

本公開草案では、基本的の実務対応報告第5号等の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲すること、また、グループ通算制度に特有の会計処理及び開示のみを示し、本公開草案に定めのあるものを除き法人税等会計基準又は税効果会計基準等の定めに従うことを提案しています。当該提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。ただし、以下の事項をご検討いただきたい。

実務対応報告第5号等の取扱いの踏襲に関連する「結論の背景」の説明の追加

本公開草案第34項において、実務対応報告第5号等は今後廃止が予定されているため、本公開草案第35項以降の「結論の背景」は、本公開草案においてその踏襲した内容を理解できるように説明されている必要があると考える。特に、本公開草案第42項における「個別帰属額」は、通算税効果額を「法人税及び地方法人税」に準ずるものとして取扱うことについて理解するために必要と考えられることから、個別帰属額について令和2年改正前の法人税法第81条の18に基づく説明等の追加をご検討いただきたい。また、本公開草案第46項における「連結納税主体」についても、税効果会計を適用する上での会計処理の単位を理解するために必要と考えられることから、実務対応報告第5号の「範囲」において記載されているような連結納税主体に関する説明の追加をご検討いただきたい。

質問3（法人税及び地方法人税に関する質問）

本公開草案では、通算税効果額について、個別財務諸表における損益計算書において、当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うことを提案しています。当該提案を含む本公開草案の法人税及び地方法人税に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問4（税効果会計に関する質問）

本公開草案では、連結財務諸表において「通算グループ内のすべての納税申告書の作成主体を1つに束ねた単位」に対して税効果会計を適用することを提案しています。当該提案を含む本公開草案の税効果会計に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問5（表示に関する質問）

本公開草案の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問6（注記事項に関する質問）

本公開草案の注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問7（適用時期等に関する質問）

本公開草案は、2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの原則適用とするとともに、2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表からの早期適用を認めることを提案しています。また、移行の形態ごとに経過措置を定めることを提案しています。当該提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

本公開草案に関して、以下の事項をご検討いただきたい。

〔設例6〕「個別財務諸表において通算子会社株式の評価損を計上した場合の投資簿価修正の取扱い」に係る連結財務諸表における取扱い

本公開草案の〔設例6〕（以下「本設例」という。）において、投資簿価修正に関する個別財務諸表における取扱いについてのみ説明されているが、連結財務諸表における取扱いについても説明の追加をご検討いただきたい。連結財務諸表上は、本公開草案第20項に従って会計処理することになると考えられるが、一時差異の捉え方が複雑であるため、本設例において具体的な数値例で説明することは実務にとって有用であると考えられる。特に、本公開草案第20項では、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第20

項を参照しているが、同適用指針第20項の連結財務諸表における取扱いでは、個別財務諸表で計上した繰延税金資産と同額の繰延税金負債を計上するのに対して、本公開草案第20項における取扱いでは、個別財務諸表で計上した繰延税金資産を取り崩すこととなっており、連結財務諸表固有の一時差異（同適用指針第4項(5)）の取扱いに一貫性がないようにも見受けられるため、考え方の整理についても明らかにしていただきたい。

実務対応報告第5号等の取扱いと本公開草案における取扱いの関係

「コメントの募集及び本公開草案の概要の別紙」における（別紙2）「実務対応報告第5号及び第7号の取扱いと本公開草案における取扱いの関係」（以下「（別紙2）」という。）については、本公開草案に該当する項目の有無を確認する上で実務上有用と考えられるため、実務対応報告を公表する際に「公表にあたって」における（別紙）として収録することをご検討いただきたい。

また、（別紙2）において、グループ通算制度に特有の会計処理ではなく、税効果会計基準等や企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等の定めに従うものとして、本公開草案に記載されない項目（実務対応報告第5号Q5からQ12およびQ14）について、取扱いを変更することを意図したものではない旨を明記していただきたい。

以 上